

～給与勧告制度の仕組みと本年のポイント～

平成25年10月

大分県人事委員会

【内 容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 本年の報告の内容
- 5 モデル給与例
- 6 最近の給与勧告の実施状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与等に関する報告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者15,650人(再任用職員等を除く。)であり、昨年より71人の減となっています(行政職については、4,219人で昨年より18人の減となっています。)

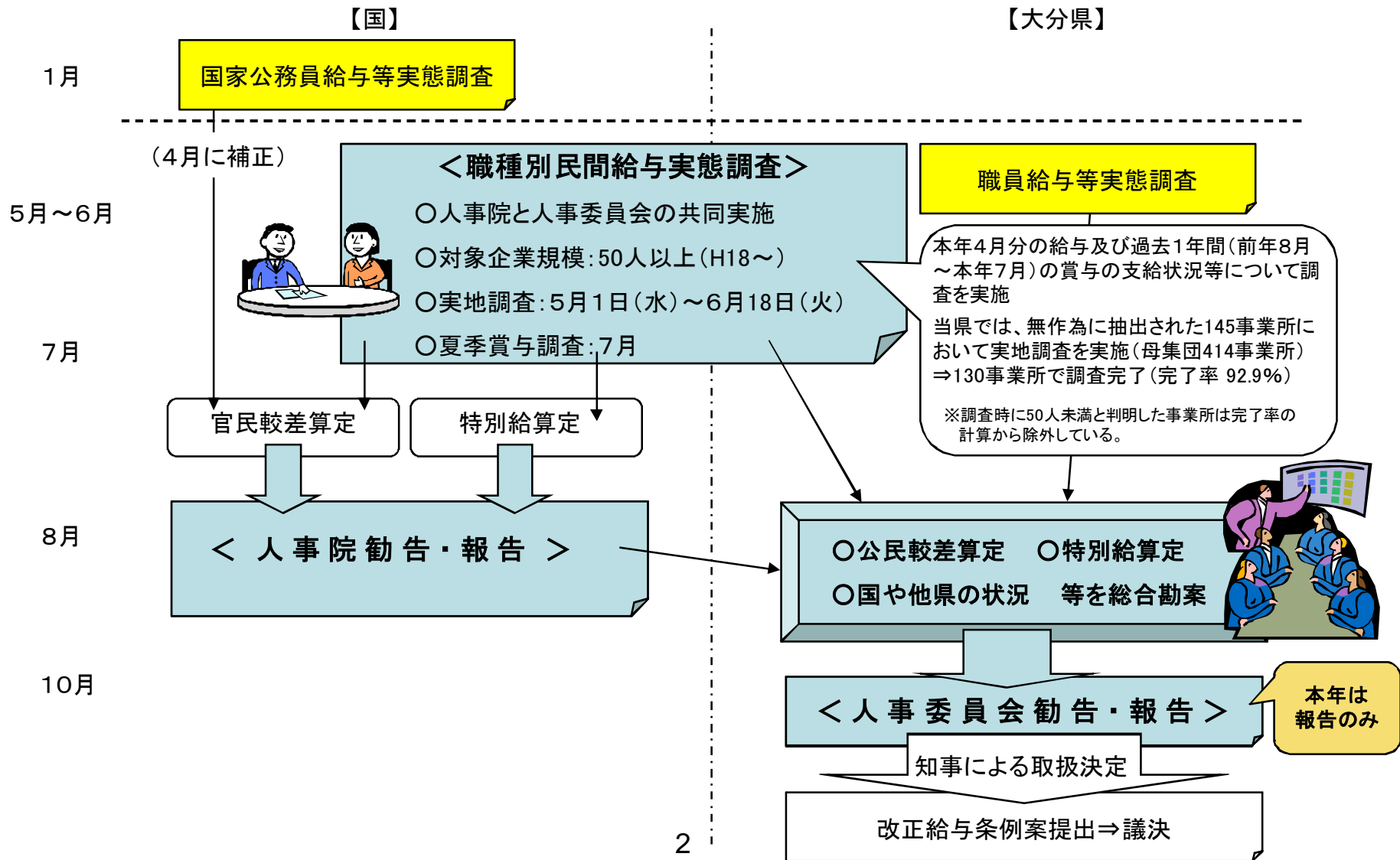
また、対象職員の平均年齢は44.6歳であり、昨年より0.1歳低下しています(行政職については、43.2歳で昨年より0.4歳低下しています。)

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	平成25年	平成24年	増減	平成25年	平成24年	増減
行政職	4,219	4,237	△ 18	43.2	43.6	△ 0.4
研究職	226	227	△ 1	41.8	42.0	△ 0.2
医療職(一)	16	15	1	47.9	47.4	0.5
医療職(二)	241	239	2	42.8	43.2	△ 0.4
海事職	41	41	-	43.5	42.5	1.0
公安職	2,014	1,997	17	39.1	39.4	△ 0.3
教育職(一)	2,699	2,732	△ 33	45.7	45.4	0.3
教育職(二)	6,194	6,233	△ 39	47.0	46.9	0.1
全職種	15,650	15,721	△ 71	44.6	44.7	△ 0.1

(平成25年4月1日現在)

2 給与勧告の手順

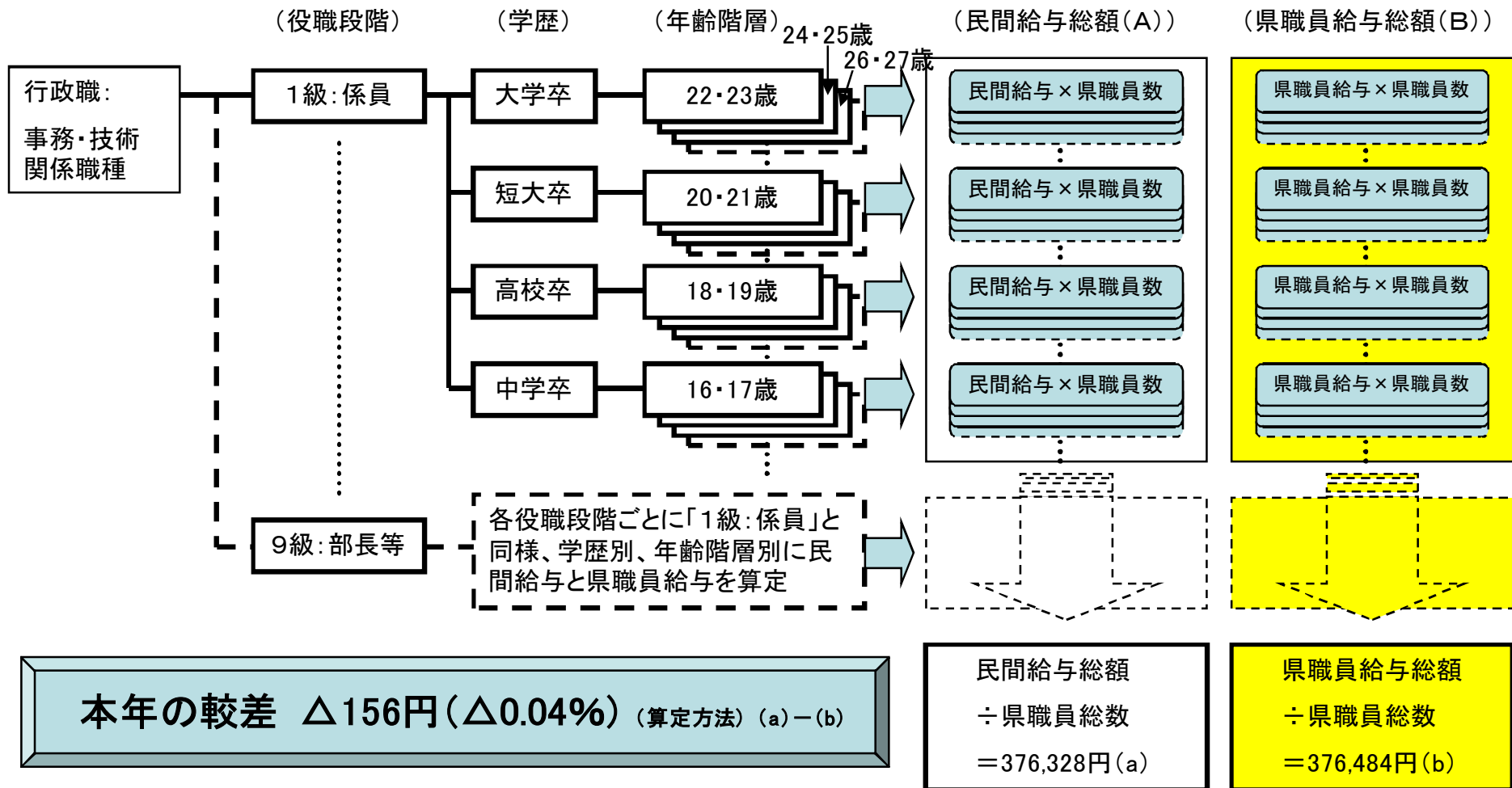
人事委員会の給与勧告制度は、現行の公務員の労働関係に対応したものであり、地方公務員法第24条に定める給与の根本基準を具体化し、適正な給与の実現を図るとともに、公務員の勤務条件を確保することを目的としています。



3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較しています。



※公民ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていない。 3

4 本年の報告の内容

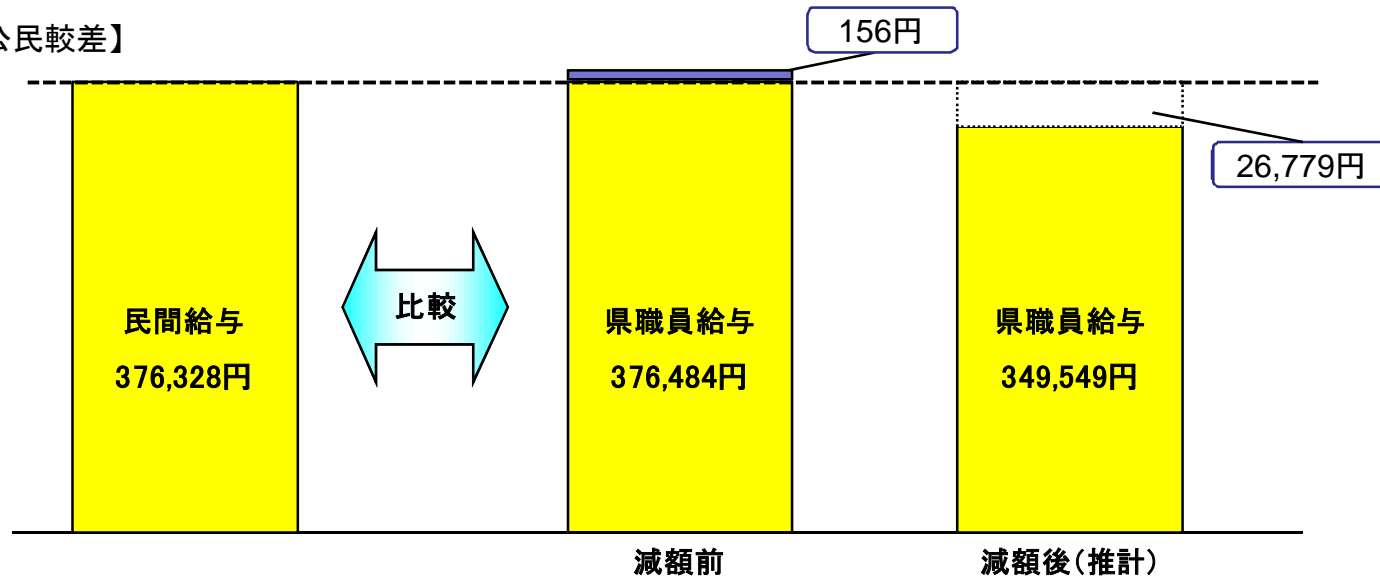
地方公務員法の趣旨に則り、以下の事情を総合的に勘案した結果、月例給及び特別給の改定を行わないこととしました。

なお、本年7月から特例減額条例により給与減額支給措置が講じられていますが、公民給与の比較については、給与減額支給措置実施前の4月分給与に基づいて行っています。

- 公民給与の比較の結果、較差が僅かであり、民間給与の月例給及び特別給とおおむね均衡していること
(県職員給与と民間給与との比較：県職員給与が156円(0.04%)上回っている、特別給の支給割合：民間3.93月、県職員3.95月)
- 人事院が、国家公務員の月例給及び特別給の改定を行わない旨を報告していること
- 他の都道府県においても、人事院と同様の対応が多数であると見込まれること

※特例減額条例を本年4月の給与に適用させたものと仮定した場合の県職員給与(推計)と民間給与との比較では、県職員給与が26,779円(7.66%)下回っています。

【月例給の公民較差】



5 モデル給与例

職務段階	年齢	家族構成	月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数
係 員	25歳	独 身	185,800円	3.95月
	30歳	配 偶 者	250,500円	3.95月
係 長	40歳	配偶者、子2人	362,500円	3.95月
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	414,000円	3.95月
課 長	55歳	配偶者、子1人	532,239円	3.95月
部 長	58歳	配 偶 者	647,345円	3.95月
行政職平均			369,318円	3.95月

(注) モデル給与例の「月額」は、特例減額条例に基づく給与減額支給措置による減額前の給料月額、管理職手当及び扶養手当を基礎に算出
 なお、課長については管理職手当の区分を五種(77,400円)、部長については管理職手当の区分を一種(130,300円)として算定

6 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間給与が厳しい状況にあったこと等を反映して、平成19年を除き、月例給与又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いています。

年	月例給		主な勧告の内容	特別給		平均年間給与	
	改定額	改定率		年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成11年	1,047円	0.26%	給料表の引上げ	4.95月	△0.30月	△105千円	△1.5%
平成12年	515円	0.13%	子等に係る扶養手当の引上げ	4.75月	△0.20月	△75千円	△1.1%
平成13年	297円	0.07%	特例一時金を支給	4.70月	△0.05月	△17千円	△0.2%
平成14年	△8,254円	△2.03%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.65月	△0.05月	△161千円	△2.3%
平成15年	△4,242円	△1.06%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.40月	△0.25月	△175千円	△2.6%
平成16年	—	—	—	4.40月	—	—	—
平成17年	△1,458円	△0.37%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ(H17実施) 国家公務員の給与構造の改革に準じた給与改定(H18実施)	4.45月	0.05月	△4千円	△0.1%
平成18年	—	—	管理職手当の定額化、子等に係る扶養手当の引上げ(H19実施)	4.45月	—	—	—
平成19年	650円	0.17%	給料表の引上げ、子等に係る扶養手当の引上げ、 地域手当の一部繰上げ改定	4.50月	0.05月	30千円	0.50%
平成20年	—	—	教育職給料表の級の 신설、医師の初任給調整手当の引上げ (H21実施)	4.50月	—	—	—
平成21年	△712円	△0.18%	給料表の引下げ	4.15月	△0.35月	△152千円	△2.4%
平成22年	△617円	△0.16%	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当の引下げ、55歳を超える職員 (行政職給料表5級以下の職員等を除く)について管理職手当の支給額を1.5%減額	3.95月	△0.20月	△88千円	△1.4%
平成23年	△1,057円	△0.28%	給料表の引下げ(H24.3.1から実施)	3.95月	—	△17千円	△0.3%
平成24年	—	—	55歳を超える職員について昇給制度を見直し(H25.1.1から実施)	3.95月	—	—	—
平成25年	—	—	—	3.95月	—	—	—

- (注) 1 平成17年の「改定額」、「改定率」及び「平均年間給与」は、特例条例による減額前の職員給与に基づき算出
 2 平成23年の平均年間給与増減額(率)は平年度ベースで算出
 3 平成25年の公民給与の比較においては、特例減額条例による給与減額支給措置実施前の4月分給与に基づき比較